

# 岐阜県公報

岐阜県公報

毎週

( 火曜日 )

発行

( 休日に当たる )  
( ときは翌日 )

平成二十八年十月十八日

## 目次

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

( 道路維持課 ) 六五五  
( 同 ) 六五六

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

( 環境生活政策課 ) 六五七  
( 商業・金融課 ) 六五七  
( 同 ) 六五七

## 告 示

岐阜県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千七百九十一号  
平成二十八年十月十八日

( 火曜日 )

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メ ートル)	延 長 員(メ ートル)	備 考
一般 国道	二百五十 七号	中津川市茄子川字中垣外 一六三三番一九地先から 同 市苗木字並松四六 一八番五六地先まで 中津川市茄子川字中垣外 一六三三番一九地先から 同 市苗木字並松四六 一八番五六地先まで 同 市駒場字西山一六 六六番三七七地先まで	前	10.00 5.50	10.336.0 5.016.0	A、B 及びC に係る 図面を 表示す るに 関係し て、敷 地面積 の区分 を
			後 B	9.00 5.11		

中津川市茄子川字中垣外 一六三三番一九地先から 一六七四番一地先まで	C	三・五 二〇・〇	一八四・〇	
--	---	-------------	-------	--

岐阜県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
県道	中有 坪線	郡上市八幡町有穂字井尻 一〇二〇番一地先から 同 市同 町同 字同 一〇一九番地先まで	五・六 一四・〇	五・六 二四・二	ル(メー ト)	ル(メー ト)	

岐阜県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
県道	南岐 濃線	羽島市足近町六丁目五〇 九番一地先から 同 市同 町七丁目八四 番一地先まで	一五・八 三五・八	一五・八 三五・八	ル(メー ト)	ル(メー ト)	

岐阜県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長		供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の 告示日 のほかに 示す)
			前	後		
県道	公養大 園老垣 線	養老郡養老町直江字梓池五六 〇番三地先から 同 郡同 町高田字井口北三 七三七番一地先まで	一七・九	一七・九	平成 二〇・一六	平成 二〇・八三

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年九月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 G n e t
- 三 代表 者の 氏 名 秋元 祥治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市吉野町六丁目二番地ブラザービル二階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、起業家的・創造的人材の育成と、成熟社会における二十一世紀モデルというべきまちづくり（コミュニティデザイン）を、岐阜という日本の典型的な地方都市から成功事例（ロールモデル）として確立することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十八年九月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 （仮称）可児中恵土複合店舗  
可児市中恵土三三七一 六一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十九年五月三十一日
- 五 店舗面積 一、七三七平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一〇九台
- 七 荷さばき施設の面積 七一、六五平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十八年十月四日
- 二 届出者の氏名又は名称

中部薬品株式会社  
建物の名称及び所在地

V・drug岐阜県庁西店

岐阜市下奈良二丁目三番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年七月六日

五 店舗面積

一、四四八平方メートル

六 駐車場の収容台数

七八台

七 荷さばき施設の面積

三七二平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

オーキッドパーク

岐阜市香蘭二丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一 外六者

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二号

（変更後）株式会社エディオン 代表取締役 久保允善 外五者

岐阜県岐阜市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン各務原店

各務原市小佐野町二丁目二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン各務原店

(変更後) エディオン各務原店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社エイデン 代表取締役 久保允善

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン真正店

本県市政田一六〇七番地一号 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) エイデン真正店

本県市政田一六〇七番地一号 外

(変更後) エディオン真正店

本県市政田一六〇七番地一号 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保允善 外一者

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン関店

四 関市池田町一番地  
変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) エイデン関店

関市池田町一番

(変更後) エディオン関店

関市池田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保允善

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン瑞浪店

瑞浪市穂並一丁目八三番地

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) エイデン瑞浪店

瑞浪市寺河戸町字南二四八番三

(変更後) エディオン瑞浪店

瑞浪市穂並一丁目八三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一 外二者

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保允善

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン高山店

高山市上岡本町七丁目九三 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン高山店

(変更後) エディオン高山店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エディオンEAST 代表取締役 岡嶋昇一

(変更後) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保允善

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ高山店

高山市岡本町四丁目一三九 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) エイデン高山店

(変更後) ヒマラヤ高山店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役 岡嶋昇一

(変更後) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二二号

(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

岐阜市江添一丁目一番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ワークシステム  
三 建物の名称及び所在地

パロー神戸店

安八郡神戸町字西浦一七五三番地の二〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社岐阜ファミリーデパート 外一者

三 建物の名称及び所在地

パロー関ひがし店

関門市平賀字鹿塚六九 二 外  
四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外五者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美 外二者

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロー中津川店

中津川市八幡町二〇八二番地一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名



ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロ― 代表取締役 田代正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社バロ― 代表取締役 田代正美

多治見市大針町六六一 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社山平系びすや

三 建物の名称及び所在地

明智ショッピングセンタージョイ

恵那市明智町字石坪四六九 四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山平系びすや 代表取締役 服部一郎 外二者

恵那市明智町一八四五

(変更後) 株式会社山平系びすや 代表取締役 服部一郎 外二者

恵那市明智町一八四五

平成二十八年十月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社